

判例 教師

☆今月の事例☆

コンビニエンス・ストアのフランチャイザーは、 加盟店に代わり支払った仕入代金の詳細を 加盟店に報告する義務を負うとされた事例



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 佐々木 慶

1時限目 事案の概要

コンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンの加盟店経営者と、同チェーンを運営するフランチャイザーとの間で締結された加盟店基本契約（「本件基本契約」）によると、フランチャイザーは、加盟店経営者が仕入先から仕入れた商品の代金を加盟店経営者に代わり（「本件支払委託」）仕入先に支払うが、その詳細について加盟店経営者に対し報告する義務を負っていない。本件は、加盟店経営者が、その詳細一支払先、支払日、支払金額、商品名とその単価・個数、値引きの有無等、具体的な支払内容（「本件仕入情報」）を加盟店経営者に報告するよう、フランチャイザーに求めた事案である。

本件基本契約において、加盟店経営者とフランチャイザーとは、それぞれ独立の事業者とされている。そして、フランチャイザーは加盟店経営者に対し仕入先を推薦し、加盟店経営者がその推薦された仕入先からフランチャイザーの発注システムによって商品を仕入れた場合は、フランチャイザーが加盟店経営者に代わって仕入代金を支払うこととされていた。しかし、あくまでも、仕入れに係る契約の当事者は加盟店経営者と仕入先であり、フランチャイザーは契約当事者ではない（最判平20.7.4判例タイムズ1285号69頁等）。

2時限目 判 旨

最高裁判所は、加盟店経営者の本件支払委託は準委任（民法656条）の性質を有する一方、通常の準委任とは異なる点が存すること（フランチャイザーに不利な点が存すること。「本件特性」）を指摘した上で、次のように本件仕入情報にかかる利益状況を検討した。①商品の仕入れは、加盟店の経営の根幹を成すものといえることができる。加盟店経営者は、フランチャイザーとは独立の事業者であって、みずから支払義務を負う仕入先に対する代金の支払をフランチャイザーに委託しているのであるから、仕入代金の支払についてその具体的内容を知りたい

と考えるのは当然のことというべきである。②フランチャイザーに集約された情報の範囲内で、本件仕入情報を提供することに大きな困難があるとも考えられない。

最高裁判所は、これらを踏まえ、委託者である加盟店経営者から請求があった場合に、準委任の性質を有する本件委託について、民法の規定する受任者の報告義務（民法656条、645条）が認められない理由はなく、本件基本契約の合理的解釈としては、本件特性があるためにフランチャイザーは本件報告をする義務を負わないものと解されない限り、フランチャイザーは本件報告をする義務を免れないものと解するのが相当であると判示し、加盟店経営者の請求を退けた原審を破棄し、差し戻した。

3時限目 実務の視点

本件の結論は、本件基本契約が独立の当事者間での契約であるとの位置付けから、加盟店経営者の本件情報の必要性および情報提供についてのフランチャイザーのコストを考慮して、いわば両当事者の公平の観点から出されたものであると思われる。同様の状況において、情報を保有する立場にある当事者は、みずからの利益を守りつつも、他方当事者の利益を無視することなくフェアな情報開示規定となるよう、契約書上の工夫をすることが必要である。

また、より大きな視点からは、民商法の任意規定のうち、ある契約において排除・制限すべき不適切な条文は、契約書上明示的に排除することの重要性を再認識すべきであろう。通常、契約書に両当事者の権利義務を書ききることに力を注ぐ余り、契約書に書いていない権利義務はないものと思いがちだが、この判例を一つの警鐘としてとらえるべきである。なお、最判昭31.5.15が、特定の契約が混合契約（民法上の典型契約の複数の性質を有する契約）である場合、特段の事情がない限り、典型契約に関する規定全部を適用すべき等判示しており、本件と合わせて確認し、理解すべきと思われる。